

公共施設W i - F i サービス提供業務委託仕様書

1 目的

川俣町では、令和元年度に一般町民や観光などのために来町した方々に公衆W i - F i サービス（以下「サービス」という。）の提供を開始し、行政施設利用者など日常的な利用はもとより、災害時に避難所等が設置された場合でも当該W i - F i サービスを提供することで、避難者等が情報収集しやすい環境づくりを推進してきたところ。

しかし、当時整備したサービス提供に必要な機器等のうち、保守満了を迎える機器等が出始めたことから、関係機器等及びサービスを更新してサービスを継続して提供することに合わせ、サービスの提供に加えて監視や点検、保守など関連する業務などの一切を包括的に業務委託するものである。

2 本業務の基本的事項

町内の行政施設において、その利用者等がノートパソコン・タブレット端末・スマートフォン等（以下、「利用端末」という。）をW i - F i 接続し、高速かつ安定的にインターネットを利用できる環境の構築とその監視や点検、保守など一切をサービスとして提供すること。

また、本業務はサービス提供業務自体を包括的に委託するものであり、契約締結後の機器環境等整備着手とサービス提供、サービス提供期間終了後の機器環境等を撤去して現状回復するものとする。

2.2 本業務の範囲

本業務は次の範囲とする

(1) サービスを提供する施設及びサービスエリア

No.	行政施設名	所在地
1	川俣町中央公民館	川俣町字樋ノ口 1 1 番地
2	川俣町体育館	川俣町大字東福沢字万所内山 2 番地
3	川俣町合宿所	川俣町大字東福沢字万所内山 2 番地の 4
4	とんやの郷	川俣町山木屋字日向 4 0 番地の 1
5	おじまふるさと交流館	川俣町大字小島字前畑 1 2 番地

・サービスエリアについては、別紙 1 「施設別サービス提供エリア図」を参照。

※赤色は屋内エリア、緑色は屋外エリアを示す。

(2) 本業務内で提供する役務の範囲

- ①サービスの提供に必要なネットワークの設計、設定、環境構築
- ②サービスの提供に必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備、構築及びハードウェアの稼働や通信に必要なLAN配線等の敷設等作業
- ③サービスの運用や保守サービス及び利用者向けカスタマサポート

2.3 本業務受託者の責任範囲

本業務において、サービスの提供をするために受託者が調達し、構築した構成機器等の正常動作及び安定動作における責任は、全て受託者が負うものとする。

2.4 本業務の期間

本業務の契約期間は契約締結の日から令和13年2月までとし、サービスの提供期間は、令和8年3月1日から令和13年2月までの60ヶ月間とする。

2.5 提出物

(1) 提出物の種類

①本業務開始時の提出物は次のとおりとする。

- ・業務着手届（書面）
- ・業務体制（電子）

②サービス提供開始時の提出物は次のとおりとする。

- ・サービス提供の概要

サービスに係るハードウェアの設置や電波識別名称（SSID）の設定その他サービス提供内容がわかる事項を、写真データ等を添付して整理したもの（電子）

- ・その他、本町が必要とする資料等（電子）

③毎年度の初月及び終了月の提出物は次のとおりとする。

- ・年度業務着手届（書面）
- ・年度業務完了届（書面）
- ・年度業務報告書

当該業務年度の上で生じた主なイベントや運用状況などの概要（電子）

④業務完了時の提出物は次のとおりとする。

- ・業務完了届（書面）
- ・年度業務報告書

当該年度の業務上で生じた主なイベントや運用状況などの概要（電子）

2.6 注意事項

(1)原則として、本業務を実施するに当たり必要な情報は、本町に依頼して行うこと。

(2)本業務を実施するに当たり、受託者は関係各所と綿密な調整を行うこと。なお、複数の関係者等と協議等が必要となった場合、必要な様式、協議資料等の作成について、支援すること。また、必要に応じて協議等に参加すること。

- (3) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に定めるものの他、疑義等が生じた場合は、本町と協議の上、原則として本町の指示に従うこと。

2.7 その他契約等に関する事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本町の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) 損害賠償

受託者の責めに帰する理由により、本業務の実施に関し、本町又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(3) 調査等

本町が必要と認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

3 サービスの提供要件

3.1 サービスの提供に係るアクセスポイント及び付帯機器（以下「A P等」という。）及び認証システムの基本要件

- (1) サービスは受託者、若しくは受託者が委託する事業者によるクラウドサービスで提供すること。
- (2) サービスのアクセスポイントからクラウドサービスを通じて認証し、インターネットと接続すること。
- (3) 導入するA P等は、受託者が調達し構築すること。受託者が資産を保有するものとする。
- (4) サービス提供開始後、同一施設へのA P等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。

3.2 サービスの提供に係るその他の基本要件

(1) 利用者へのサービス提供方法

利用する端末の言語設定を問わず、誰でも無料で利用できるサービスとしてインターネットに接続できること。

(2) 画面仕様

- ① 日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること
- ② 利用者端末の言語設定を自動判別し、その言語による画面表示機能を有すること

(3) インターネット接続

アクセスポイントはそれぞれインターネット回線に常時接続すること。

(4) サービス提供時間帯

- ① 原則として、24時間365日（計画による停止／定期保守を除く。）サービスを提供すること
- ② サービス提供時間帯の設定が可能であること

(5) 対応する端末

利用端末で動作すること。

(6) 利用規約

- ① 利用者が遵守すべき事項や、サービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定すること
- ② 利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を表示し、利用者に同意を得ること
- ③ 利用規約及びセキュリティに関する規約の表記は、日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること

(7) 接続時間及び接続回数

1回当たりの接続時間の上限及び1日当たりの接続回数の上限が設定できること。

(8) 利用登録情報及びアクセスログ

- ① 認証で取得した利用登録情報は6ヵ月間以上の保管が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること
- ② 悪意のある利用や犯罪利用等、警察からアクセスログの提出を求められた場合には、法令に基づき迅速に対応すること

- ③アクセスログは、MACアドレス、利用日時等の情報を6ヵ月間以上保持し、その取扱いは個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと

(9) 個人情報等の収集・保管

利用規約に利用登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

3.3 サービスの提供に係る認証要件

- (1) サービスが犯罪等に使用されることを防止するため、利用登録は、本人性が確認できる認証方式とすることとし、次の①と②が併用できる認証方式とすること。

- ① SNSアカウントを利用した認証方式として、Facebook、X、Yahoo ID等のSNSのWEBサービスアカウントと連携することにより、ブラウザ上の認証画面より認証して利用可能とすること
- ② 利用していることの確認を含めたメール認証方式として、利用者が認証画面に入力したメールアドレスに送られるメールを受信後、認証用のURLを受信し、そのURLをクリックすることで認証し、利用可能とすること。

- (2) 国内携帯キャリア契約者以外（外国人観光客等）や、インターネットが利用できる環境を保有していない利用者等はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の一定時間（最低5分間）はインターネット接続を可能とすること。

3.4 サービスの提供に係るセキュリティ要件

- (1) 利用端末間のアクセス禁止

プライバシーセパレータ機能等により、同じAPに接続している利用端末同士のアクセスを禁止すること。

- (2) インターネットからの攻撃ブロック

- ① インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォール等を設けること
- ② 不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること
- ③ 外部からの不正な攻撃に備えて、IDS及びDDoS攻撃等の対策が施されていること

- (3) セキュリティ情報更新

サービスを提供する機器等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウイルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

(4) 定期確認

セキュリティ脆弱性の点検を定期的に実施し、問題があった場合は速やかに対応すること。

(5) 有害サイトのフィルタリング

公序良俗に反する以下のフィルタリングを行うこと。

- ① 青少年に有害なサイト（暴力・アダルト等）
- ② 子どもに対する性的虐待や児童買春等の犯罪を助長するサイト（児童ポルノ）
- ③ セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）
- ④ その他、本町との協議により指定するサイト

3.5 サービスの提供に係るハードウェア要件

(1) アクセスポイント要件

アクセスポイント（以下「AP」という。）は、以下の規格・性能を満足するものであること。なお、指定事項以外については特に指定が無いものとする。

なお、設置するAPは、指定するサービスエリアをカバーできることを条件として台数その他を設計すること。

① 屋内用AP

無線LAN	規格	IEEE 802.11n/ac/ax
セキュリティ		WPA3-PSK/WPA2-PSK
同時接続端末数		最大250台以上
動作環境 温度条件		0～+40℃
湿度条件		最大95%（非結露）
使用電源		PoE給電

② 屋外用AP

無線LAN	規格	IEEE 802.11n/ac/ax
セキュリティ		WPA3-PSK/WPA2-PSK
同時接続端末数		最大500台以上
動作環境 温度条件		-40～+65℃
湿度条件		最大95%（非結露）
防塵・防水		IP67
使用電源		PoE給電

(2) ネットワーク要件

各施設からのインターネット接続については、既設されているフレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピード）回線を使用するものとし、町が提供する当該回線に係るONUを分解点とし、当該ONU下に受託者が必要に応じてルータやスイッチングハブその他の機器等を準備すること。

(3)配線等について

各施設内でのＡＰその他に係る配線等はすべて初期構築として含めるものとするが、既設の機器収容キャビネットや既設のＬＡＮケーブル等の再利用などは妨げない。

(4)現地調査等について

積算等のため現地施設の状況について事前調査等を希望する場合は、公告内に記載する参加申込書の提出先に連絡して相談すること。

3.6 サービス提供に係る災害時の対応要件

(1)災害時の接続制限開放（災害時モード）

- ①災害が発生した場合、認証を省略して接続することができる機能を有すること
- ②接続後、本町が指定するＵＲＬに自動的に接続させること
- ③接続時間、接続回数、利用時間について平常時と異なる対応が可能であること

(2)災害時モード切替えの仕組み

- ①災害発生時は、本町がＷＥＢ上にて認証ポータル画面の表示画面を災害時モードへ切替えができること
- ②気象庁等から発行される防災気象情報と連携し、あらかじめ設定した条件に基づいて自動的に災害時モードへ切替えができること（地震、津波など）

(3)災害時モード対応の実績等

国又は他の地方公共団体において、前項②に記載の災害時モード自動切替えの運用実績を有すること。

(4)「０００００ＪＡＰＡＮ」の発出

災害時には、利用者登録の有無にかかわらず、一般社団法人無線ＬＡＮビジネス推進連絡会が策定した災害用統一ＳＳＩＤ「０００００ＪＡＰＡＮ」を用いて、インターネット接続を解放できる機能を有していること。

3.7 サービスの提供に係る運用及び保守要件

(1)体制

- ①運用中のシステム、設備等について、運用及び保守業務を行うための体制を準備すること
- ②故障発生時等における受付け、切分け、手配等の体制を有すること

(2) 設備監視

- ① A P 等構築した構成機器について、24時間365日の自動監視を行い、故障を速やかに発見できる運用が可能であること ②監視による故障発見時は、速やかに本町に連絡のうえ、早急に原因を特定し、A P 等が故障原因の場合、現地に駆けつけ機器交換等の保守対応が可能であること

(3) 保守対応

平日や土日祝日も含め、保守対応受付ができる窓口を設けること。なお、受付後速やかに対応方針及びスケジュール等について当町と協議して決定すること。

(4) 利用者カスタマサポート

利用者からの使用方法等の問合せを受け付け、使用方法等を説明し、サポートできるカスタマサポート窓口を設けること。なお、受付時間等は本町と協議の上、決定するものとする。

3.8 その他

- (1) W i - F i サービスの利用者や利用回数などのサマリー機能が提供されること
(2) 国又は他の地方公共団体において O p e n R o a m i n g での公衆無線 L A N 環境整備（屋外エリアの整備）及び運用の実績を有すること。
(3) ランディングページ以外に情報配信等ができる仕組みを有すること。

4 契約等について

(1) 委託期間

契約締結日～令和13年2月末

(2) 支払方法

契約日からサービス提供開始までの間は準備期間とし、その間の費用支払は行わないものとする（準備期間中における費用の一部支払はないものとする）。

本契約期間における当該サービスの提供に要するすべての経費（準備期間に要した初期構築費やサービス提供経費など）をサービス提供期間内の月数で按分した額に消費税を加えた額を月額とし、受託者が毎年度ごとの月数分を合算して年度末に請求し、発注者は年度分を一括して支払うものとする。

(3) 契約満了時における配線と機器の取扱い

受託者が W i - F i 環境構築のために設置した機器及びこれに付帯して行った工事（L A N ケーブル敷設等）に関しては、発注者の指示で残置等する場合を除き、契約満了時に受託者の責任においてこれらを撤去し、壁等の簡易的な補修を行ったうえで、原状回復を行うものとする。

(4)機密保持や資料等の取扱いについて

次の事項を遵守すること。なお、適切な措置が講じられていることを確認するため、本町が必要に応じて実地調査を行う場合がある。

- ①業務上知り得た情報について委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- ②業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。また、持ち出しを禁止する。
- ③受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ④業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ⑤適切な措置が講じられていることを確認するため、必要に応じて遵守状況の報告を行うこと。